

事務 事業名	コード1	74100	【介護会計】生活管理指導短期宿泊事業	事業 種別	☐ 国土強靱化地域計画	課	高齢者福祉課				
	コード2				☐ 新市建設計画	所属班	高齢者班				
施策 体系	施策	27	高齢者福祉の充実	事業 種別	☐ 総合戦略	電話番号	62-5350	内線	178		
	施策の展開	51	介護予防の推進		☐ 復興計画	予算 科目	会計			款	項
				事業 種別	☐ 定住自立圏構想				5	1	2
					☐ 行政改革アクションプラン						
				事業 種別	☐ 主要事業	根拠 法令	旭市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱				
					☐ 簡易評価						

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 12 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	65歳以上の在宅の高齢者で、要介護又は要支援認定に該当しないもので、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、短期間の施設への宿泊により、日常生活に対する指導及び支援を行い、要介護状態への進行を予防する。 但し、①感染症の疾病にかかっていると認められる者②疾病等により、医療機関に入院して医療を受ける必要のある者は対象としない。 宿泊期間は、6か月のうちで14日以内。 委託先:養護老人ホーム 東総園 【業務の流れ】 委託契約(東総園) 利用申請受付→利用の決定→申請者へ決定(却下)通知・委託先へ依頼通知(東総園)→委託料の支払と利用料(納入通知書)の発行・収納

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円	単位	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	
1委託料	131	生活管理短期宿泊事業委託料	千円	184	123	131	193	
	0		千円					
	0		千円					
	0		千円					
	0		千円					
② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円	事業費計 (A)	千円	184	123	131	193
1.国庫支出金	31	生活管理短期宿泊事業利用料	1. 国庫支出金	千円	42	28	31	43
2.都道府県支出金	16		2. 都道府県支出金	千円	21	14	16	22
3.地方債	0		3. 地方債	千円				
4.その他	51		4. その他	千円	49	33	51	90
前年度比増減理由:利用者の減少			5. 一般財源	千円	72	48	33	38
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)		単位:時間	正規職員従事人数	人	0.08	0.08	0.08	0.08
委託契約事務 24時間			延べ業務時間	時間	168	168	168	168
利用申請受付・審査、結果・依頼通知 96時間			人件費計 (B)	千円	638	638	638	638
委託料支払・利用料収納 48時間			トータルコスト(A)+(B)	千円	822	761	769	831

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
手段	26年度実績(26年度に行った主な活動) 委託契約(東総園)、利用申請受付・審査、決定(却下)・依頼通知、委託料支払、利用料収納	ア 利用人数	人	5	5	2	2
	27年度計画(27年度に計画している主な活動) 委託契約(東総園)、利用申請受付・審査、決定(却下)・依頼通知、委託料支払、利用料収納	イ 利用日数	日	27	18	19	28
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか) 65歳以上の在宅の高齢者で、要介護又は要支援認定に該当しない日常生活に関する指導及び支援を必要とするもの。	⑥ 対象指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
	③ 意図(対象がどのような状態になるのか) 短期間の施設の宿泊により、基本的な生活習慣や健康状態が改善され、自立意欲も湧き安心して在宅生活を送ることができる。	ア 65歳以上の高齢者数 (4月1日現在)	人	16,766	17,338	17,903	18,395
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けられるのか 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる	イ 65歳以上の要介護・要支援認定者数	人	2,445	2,558	2,690	2,822
		⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
		ア 利用により生活・健康状態の改善が図れた方の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0
		イ					
		⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
		ア 安心して暮らすことができると感じている在宅高齢者の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に、日常生活に対する指導及び支援のため設置。	介護保険法の改正により、介護報酬改定に準じ平成24年、26年、27年に委託料改定。	施設利用でき、健康状態が改善され安心してきた等の声が本人、民生委員等からある。

事務事業名	【介護会計】生活管理指導短期宿泊事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班
-------	--------------------	----	--------	----	------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	65歳以上の高齢者が在宅で生活していく上で、必要な生活・健康習慣を身につけ改善する場として、高齢者福祉の充実と結びついている。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	65歳以上の在宅の高齢者で、要介護又は要支援認定に該当しない社会適応が困難な高齢者を主としており、妥当である。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	高齢者の支援措置として必要である。生活環境や体調調整により養護を必要とする高齢者が、緊急を要する場合等もあり、一時的な措置としても対応が必要なため。
有効性 評価	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	近隣市では、事業名は違うが、高齢者福祉サービスの1つとして実施している。
	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】	新しい総合事業の開始に伴って、生活支援を充実させ、安心して過ごすことができるためサービスの提供の位置付けにより成果の向上はある。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☒ 他に手段がある (1) 事務事業名：(生活保護事務) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☒ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	社会福祉課との連携を図ることで、対象者の状態に応じたサービスを提供し在宅での生活習慣の改善と介護予防の支援ができる。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	新しい総合事業の開始に伴って、介護予防・日常生活支援サービス事業の1つとして生活支援の充実と支え合い、介護予防の推進等の観点から自立支援に向けたサービスの推進を図るため削減の余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	必要最低限の人員で対応しているため削減の余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	65歳以上の要支援・要介護認定に該当しない在宅の高齢者を対象としており、利用料の1割を個人負担分として徴収しているため公平・公正である。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	増加する高齢者のための生活を支援するサービスの1つとして必要である。また新しい総合事業の開始に伴って、介護予防の推進、自立支援に向けたサービスの充実を強化するため事業の見直しが必要となってくる。
② 有効性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	
③ 効率性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ☐ 目的再設定 ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止		※2～3年後を目処にした方向性 ☐ 行政関与の見直し ☒ 事業統廃合・連携(関連事業：介護予防・日常生活総合支援事業) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化			(3) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
		コスト																											
		削減	維持		増加																								
成果	向上		○																										
	維持																												
	低下																												
(2) 改革改善案について いつまでに 平成28年3月		※いつまでに、なにを、どうするのか？ なにを、どうするのか？ 新しい総合事業に向けた介護予防・生活支援サービス事業への位置付けと、事業の見直しを図る。																											
(4) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 事業の見直しを図るにあたって、虐待等の一時的な緊急救済措置の事業でもあり、対象者の状況に応じた対応のし方と位置付けを明確にする必要があるため、関係医療機関、施設等と協議し連携を図る。																													